

議第19号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の9第1項中「に規定する」を「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士